

令和3年度 かほく市立高松中学校いじめ防止基本方針

いじめ防止対策推進法第13条に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に関する基本的な方針を「かほく市立高松中学校いじめ防止基本方針」として定める。

1 いじめ防止等の基本的な考え方

「いじめは人間として絶対に許されない行為である」という共通認識のもと、「どの生徒においても起こり得る」ものであることを理解し、いじめを見逃さない学校づくりを推進し、いじめ防止やいじめ問題に適切に対応する。

2 いじめに関する取組

(1) 実効性ある指導体制の確立

a) 学校を挙げた対応

- ① 校長のリーダーシップの下に「いじめ問題対策チーム」を常設し、いじめを見逃さない学校づくりを推進する。 ※ 参照（表1）いじめ問題対策チーム組織表
- ② いじめの問題が発生した際には、いかに迅速に対応し、その悪化を防止し、真の解決に結びつけることができたかが重要なので、相互の連絡・報告を密にしつつ、いじめの発生等についてきめ細かな状況把握を行い、適切な対応に努める。
- ③ 校長のリーダーシップの下に、それぞれの教職員の役割分担や責任の明確化を図るとともに、密接な情報交換により共通認識を図りつつ、全教職員が一致協力して指導に取り組む実効性ある体制を確立する。
- ④ 校長、教頭、生徒指導主事等は、いじめの訴え等に基づき、学級担任等へ対応を指示したり、情報を伝達したりした場合には、その対応状況等について、逐次報告を受けるなど、その解決に至るまで適切にフォローする。
- ⑤ いじめの訴え等を学級担任が一人で抱え込むようなことはあってはならず、「いじめ問題対策チーム」に適切な報告等がなされるようにし、組織的な対応をしていく。
- ⑥ 警察や児童相談所などの外部関係機関との連携を図り、未然防止、早期発見、早期対応、早期解決に努める。

b) 実践的な校内研修の実施

- ① いじめの問題についての教職員の共通理解と指導力の向上を図るために、全教職員の参加により、事例研究やカウンセリング演習など実践的な内容を持った校内研修を積極的に実施する。

(2) 未然防止の取組

a) 全ての生徒への指導

- ① 「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を一人一人の生徒に徹底させなければならない。いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されないという認識、また、いじめを大人に伝えることは正しい行為であるという認識を生徒に持たせる。

- ② いじめられる生徒や、いじめを告げたことによっていじめられるおそれがあると考えている生徒を徹底して守り通すということを、教職員が言葉と態度で示す。

特に、いじめられている場合には、そのことを自分の胸の中に止めて悩み続けず、友人、教師、親に必ず相談すること（まして、自分を傷つけたり、死を選んだりすることは絶対にあってはならないこと）を、メッセージとして伝える。

- ③ 「特別の教科」道徳や学級活動、生徒会活動などの場を活用して、生徒自身がいじめの問題の解決に向けてどう関わったらよいかを考え、主体的に取り組み、「いじめを見逃さない学校づくり」の一層の推進を図る。また、生徒会活動を通して、生活・学習規律を確立する取組を行う。

- ④ 学校教育活動全体を通して、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする態度を育成し、友情の尊さや信頼の醸成、生きることの素晴らしさや喜び等について適切に指導する。特に、道徳教育、心の教育を通して、このような指導の充実を図る。

また、奉仕活動等の体験活動をはじめ、人間関係や生活経験を豊かなものとする教育活動を取り入れる。

b) いじめを許さない学級経営等

① 生徒の成長にとって必要な場合もあるといった考えは認められないものであり、個々の教師がいじめ問題の重大性を正しく認識し、危機意識を持って取り組む。

また、教職員の何気ない言動が生徒に大きな影響力を持つことに十分留意し、いやしくも、教職員自身が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりするようなことがないように留意する。

② グループ内での生徒の人間関係の変化を踏まえ、学級経営やグループ指導の在り方について不断の見直しや工夫改善を行う。

③ いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかないところで陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識し、その時の指導により解決したと即断することなく、当該生徒が卒業するまで継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。

(3) いじめの早期発見・早期対応

a) 問題兆候の把握等

① 教師が生徒の悩みを受け取るためには、まず何よりも、全人格的な接し方を心がけ、日頃から生徒との心のチャンネルを形成するなど深い信頼関係を築く。

② 生徒の生活実態のきめ細かい把握に努めるとともに、いじめを発見するための積極的な取組を行う。また、いじめの把握に当たっては、養護教諭・教育相談員・スクールカウンセラーやいじめ対応アドバイザーなど学校内外の専門家との連携に努める。

③ いじめや生徒の悩みを把握するために、毎月生徒アンケートを実施する。その際、内容だけでなく消し跡がないか等まで細かく精査し、見逃しがないように留意する。さらに、学期に1回「困りごとアンケート」を自宅で記入させ、封筒に入れて提出させる。また、学期に1回、年に3回の教育相談（個人面談）を実施し、実態の把握に努める。

④ 生徒や保護者からのいじめの訴えはもちろんのこと、その兆候等の危険信号は、どんな些細なものであっても真剣に受け止め、すみやかに教職員相互において情報交換するなど、適切かつ迅速な対応を図る。

- ⑤ 生徒の仲間意識や人間関係の変化に留意しつつ、いじめの発見や対応に努めるとともに、特に、種々の問題行動が生じているときには、同時に他にいじめが行われている場合もあることに留意する。
- ⑥ いじめの問題解決のため、いじめを把握した際には、速やかに教育委員会に報告するとともに、必要に応じ、児童相談所、警察等の地域の関係機関と連携協力を行う。

b) 事実関係の究明

- ① いじめを受けている生徒等の心理的圧迫感をしっかりと受け止めるとともに、当事者だけでなく、その友人関係等からの情報収集等を通じた事実関係の把握を正確かつ迅速に行う。
- ② いじめの兆候を発見した場合において、いじめられる生徒からの訴えが弱いことを理由に問題を軽視したり、いじめる側といじめられる側の主張に隔たりがあることを理由にしたりして、必要な対応を欠くことがないようにする。

c) いじめる生徒への指導・措置

- ① いじめを行った生徒に対しては、心理的な孤立感・疎外感を与えることがないようにするなど、一定の教育的配慮の下に、いじめの非人間性やいじめが他者の人権を侵す行為であることに気付かせ、他人の痛みを理解できるようにする指導を根気強く継続して行う。
- ② いじめを行う生徒に対しては、一定期間、校内においてほかの生徒と異なる場所で特別の指導計画を立てて指導する場合もある。
- ③ 上記②については、教育委員会や保護者との間に、日頃から十分な共通理解を持つ。

(4) いじめの解消の見極め

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできないため、少なくとも次の2つの要件が満たされていることを確実に見極める。

1. いじめに関する行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、より長期の期間を設定する。教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

2. 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(5) いじめを受けた生徒へのケアと弾力的な対応

a) 心のケア等

① 生徒に対する親身な教育相談を一層充実させるため、養護教諭・教育相談員・スクールカウンセラー・いじめ対応アドバイザー等との連携を積極的に図る。

また、教育相談について全教職員が参加する実践的な校内研修を積極的に実施する。

② 相談室が相談しやすい雰囲気になるよう工夫するなど、生徒にとって相談しやすい環境を整える。

b) いじめを継続させないための弾力的な対応

① いじめられる生徒には、いじめの解決に向けての様々な取組を進めつつ、生徒の立場に立って、緊急避難としての欠席を弾力的に認める場合がある。その際、保護者と十分に連携を図

るとともに、その後の学習に支障を生ずることのないように工夫するなど十分な措置を講ずる。

- ② 必要に応じて生徒の立場に立った弾力的な学級編制を工夫する。
- ③ いじめられる生徒には、保護者の希望により、関係者の意見も十分に踏まえて、就学すべき学校の指定の変更や区域外就学を認める措置について配慮する。
- ④ 上記①から③の措置を講ずることについて、教育委員会、保護者と日頃から十分な共通理解を持つ。

(6) 家庭・地域社会との連携

- ① いじめを把握した場合には、速やかに保護者及び教育委員会に報告し、適切な連携を図る。
保護者等からの訴えを受けた場合には、まず謙虚に耳を傾け、その上で、関係者全員で取り組む。「いじめ問題対策チーム」で組織的対応を行う。）
- ② 「学校いじめ防止基本方針」において、いじめの防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対処マニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。
- ③ ②については、ホームページ掲載や便りなどの方法により、保護者等の理解や協力を求めるとともに、各家庭でのいじめに関する取組のための具体的な資料として役立ててもらえるように工夫する。
- ④ いじめ等に関して学校に寄せられる情報に対し、誠意を持って対応する。また、いじめの問題に関して学校と保護者や地域の代表者との意見交換の機会(PTA 会合・地域運営協議会等)を設ける。
- ⑤ 実際にいじめが生じた際には、個人情報取り扱いに留意しつつ、正確な情報提供を行うことにより、保護者や地域住民の信頼を確保する。

(7) 重大事態への対応

- ① 重大事態とは、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」、「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」とし、②の通り対応する。
- ② 重大事態が発生した際には、速やかにかほく市教育委員会に報告し、市教育委員会の支援の下、管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、問題の解決に当たる。学年又は学校全ての保護者に説明するかどうかを判断し、当事者の同意を得た上で説明文章の配布や緊急保護者会を開催する。事案によっては、マスコミの対応も考えられるので対応の窓口を明確にして適切な対応に努める。

※令和3年度の見直しにより「(表1) いじめ問題対策チーム組織表」、「2(7) 重大事態への対応」、「令和3年度 高松中学校いじめ問題への取組の年間指導計画」を追加